生徒心得（規則）

１　登校・下校

1. 始業時刻 5 分前までに登校すること。
2. 下校最終時刻は午後 5 時で、それ以後留まるときは、生徒手帳該当欄に事由を記し、関係職員に届け出て許可を得ること。
3. 登校後より正規の下校時刻までの外出は禁止する。やむを得ず外出する場合は、生徒手帳当欄（または外出許可証）に事由を記し、学級担任に届け出て許可を得ること。
4. 通学に自転車を利用する生徒は徒歩 20 分以上要するものに限り許可する。なお、許可者は学校発行のステッカーを貼ること。(ステッカーの貼っていない自転車は認めない)

２　服装・礼儀

1. 服装は本校既定の制服を着用すること。但しやむを得ない場合は、学級担任に届け出て、学生らしい清潔質素な服装を着用すること。(別掲の服装規定を参照)
2. 頭髪は常に清潔にし、学生らしい髪かたちにすること。
3. 常に礼儀正しくして、校舎内外を問わず、職員・生徒相互・来訪者に対しては挨拶をかわすこと。

３　所持品・金銭

1. 所持品はすべて記名して各自保管に注意するとともに、万一紛失したりした場合は関係職員に届けること。

４　願書・届書

1. 退学・転学・休学・復学を希望する場合は、所定の願書に事由を記して願い出ること。（病気による退学・休学の願書は医師の診断書を添える）
2. 転居・改印・保証人の変更などは、その都度速やかに届け出ること。
3. 欠席・遅刻・早退・欠課等の場合は、生徒手帳該当欄に事由を記入の上、事前に、やむを得ない場合は翌日届け出ること。(病気欠席が 1 週間以上にわたる場合は医師の診断書を添える)
4. 願書届書はすべて学校備え付けの用紙および生徒手帳を利用し、その際の保護者印章は必ず誓約書と同一のものを使用すること。

５　校外生活

1. 校外の学習、スポーツ等の講習に参加する場合も学級担任と相談すること。
2. 飲食店・劇場・映画館等への出入りは必要の最小限度に止めること。校外のコンパはクラス・クラブに限らず禁止する。

3. 校外で事故のあった時は、速やかに学校に連絡すること。

６　学習・クラブ活動

1. どの学科にも軽重をつけないで、つとめて各科均一に勉強すること。
2. 少なくとも１つのクラブ活動を選んで趣味と個性の伸長を計ること。

７　保健・清掃

1. 平素規律正しい生活に親しみ、公衆衛生を重んじて健康の増進に努めること。
2. 清掃は別に定める計画に基づいて毎日実施し、常に校内の清潔整頓に心がけること。

８　証明書の発行

証明書は、経営企画室窓口で受付・発行する。受付・発行時間は午前９時から午後５時まで。

なお、土・日・祝日は休業日なので注意すること。

１．学割証の発行申請

経営企画室窓口で「学割発行申請書」「旅行届」を受領し、必要事項を保護者に記入してもらい、クラス担任経由で経営企画室へ提出すること。割引証の発行は申請書提出日の翌日以降。なお、割引証は片道１００ｋｍを超える旅行でなければ適用されない。有効期間は発行日から３ケ月、割引率は２割である。

２．成績証明書・単位修得証明書・調査書・在学証明書の発行申請

経営企画室窓口で「証明書発行申請書」を受領し、必要事項を記入のうえ経営企画室へ提出すること。在学証明書の発行は申請書提出日の翌日以降、その他の証明書は発行まで数日を要する。

３．生徒証の再発行申請

生徒証を紛失・汚職した場合は、経営企画室窓口で「生徒証再交付欄」「生徒証」を受領し、必要事項を保護者に記入してもらい、生徒証に写真を貼付のうえ担任経由で経営企画室へ提出すること。

〔服装規定〕

本校の生徒の服装は本校指定の制服とする。

〔男子〕白無地ワイシャツ、ズボン、つめえりホック型上衣

〔女子〕白無地ワイシャツまたは襟付きブラウス、スカートまたはスラックス、指定リボン、ブレザー

＊ただし、夏服の期間「６/１～９/３０」は上着を着なくても良い。移行期間も設ける。

〇セーター着用の場合は紺・白・グレー等の無地で、華美でないものとする。

〇バッジは本校指定のものを男女とも冬は上衣左襟にネジバッジをつける。

〇オーバー・レインコート

男女とも形については特別の指定はしないが、紺・黒色などの無地で、生徒にふさわしい華美にわたらないもの。

〇履物　（１）男女ともに通学靴は黒皮短靴（茶色も許容される)、運動靴とする。

（２）上履きは、指定の色ひものついた運動靴を使用する。(教室・廊下用)

（３）運動場靴、体育館用靴も区別される。

部室使用規定

１．部室を使用できる者は当該クラブ部員と本校職員に限る。

２．部室を使用時間は正規の放課後より午後５時までとする。(早朝、休日活動、残留届け等の場合は別に定められた活動時間内とする)

３．使用クラブ生徒は、部室内に設備・保管される公共物に対し、常に周到な注意を払い、盗難や破損等に注意する。
特に火気は厳禁とする。

４．学用品、体育着等クラブ活動に必要ない私物は一切置いてはならない。

５．部室の鍵は、クラブ顧問の指示に従って、クラブ責任者が取り扱う。

６．部室内及び周辺での楽器演奏（騒音)、電気製品等の使用、部室内での更衣・会合・飲食等は、これを禁止する。

７．使用クラブは部室内及び廊下の美化、清掃に努めること。